

団体と連携し、その競技規則の国際標準化を図り、各国交流戦やアジア大会などの国際大会の開催、さらに2025年の第1回ワールドカップ開催を目指した活動を行っている。当該施設は、一般社団法人日本ドローンサッカー連盟の定める国際的に標準化されたドローンサッカー競技、又はその練習の用に供される施設のひとつとしての運営を予定しているものである。

2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動により生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

「新たな役務の開発又は提供」に該当する。

ドローンとは操縦者の遠隔操作によって飛行できる航空機の総称であるが、現在、我が国の航空法はドローン操縦そのものに対して特定免許の保持は定めていないものの、屋外でドローンを飛ばす場合には航空法に基づき、その飛行環境の要件に拠って承認・許可の申請をしなければならない場合があるとしている。当該営業施設はその様なドローンの操縦練習にあたって求められる可能性のある承認・許可手続きが不要な屋内飛行空間を利用者に提供し、ドローンサッカーというスポーツ競技を通じてドローン操縦技術の教授及び自己練習する機会を提供するものである。現在、ドローン操縦者の需要はあらゆる産業において広がっていると同時に、ドローンサッカーは我が国においても2021年4月にその推進の主体となる一般社団法人日本ドローンサッカー連盟が設立されるなど、その人気が高まりつつある。この様な競技を通じてドローン操作の技術獲得の場を提供することで新たな需要の獲得が見込まれる。

【需要獲得見込み】

3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容

(1) 事業実施主体

サービス提供事業者：当社

サービス利用者：当該施設の顧客

(2) 現在検討をしている営業の形式

当該施設では、利用者がドローン操縦の練習を行う事のできる空間を貸与する他、建物内に操縦技術の向上に資し、かつ楽しく学べる設備を設置し、利用者はそれらを利用しながらドローン操縦技術の自主練習を行う事が可能となっている。 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

建物内にはドローン操縦技術の向上に資し、かつ利用者がそれを楽しみながら学ぶ為の用具として、一般社団法人日本ドローンサッカー連盟が添付資料3のように定めるドローンサッカー（ドローンを利用し、サッカーに類似したルールで行うスポーツ）の競技コートの設置を行う。 [REDACTED]

[REDACTED]

また、上記のような基本設備及びサービスに関連して、ゴール及び得点板等について、以下の3パターンのいずれかの用具設置による営業を予定している。

ア. 機械的に制御されていないゴール及び得点板等を設置する営業

ドローンサッカーは、添付資料3のような施設内で3対3又は5対5で競技者がドローンを操縦し、相手陣営側に設置されたゴールに指定されたドローンを通り過ぎさせる事を目指すものであるが、その際に設置されるゴール及び得点板等を機械的に制御されていないものとする。当該用具を設置する場合、ゴール判定を利用者自身の目視で行い、得点表記も得点板への手書き又は機械的制御の為されていない「手繰り」の得点板を提供することを予定している。

イ. ゴール及び得点板等自体は電子的制御はなされるが、その動作はドローンとは電子的に連動せず、あくまで人間の手による入力で操作するゴール及び得点板等を設置する営業

ゴール及び得点表記自体は電子的制御された機器を利用するものの、その動作はドローンとは電子的に連動せず、あくまで人間の手による入力で操作するゴール及び得点板等を設置する。当該用具を設置する場合、ドローンサッカー競技によるゴールを光や音などで演出する機械的装置を利用するが、その動作自体はあくまで利用者自身のボタン操作等によって発動を行うものである。また、得点板に関しても電子的制御の行われている表示機を利用するものの、その表示操作に関してはあくまで利用者自身の入力によって制御を行うものである。

ウ. センサー等を利用してドローンと電子的に連動して動作するゴール及び得点板等を設置する営業

センサー等を利用してドローンと電子的に連動して動作するゴール及び得点板等を設置する。当該用具を設置する場合、ドローンサッカー競技によるゴールをセンサー等を利用して電子的に把握し、当該情報を用いて光や音などで演出する機械的装置を作動させるものである。また、得点板も、当該センサー等を利用して、得点表示の制御を行う。

[Redacted text block]

(3) 新事業活動を実施する場所

当社所在地、現在は駐車場となっているエリアにて。

4. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期（予定）

[Redacted text block]

5. 解釈及び適用の有無の確認を求める規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
(用語の意義)

第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

- 一 キヤバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業
- 二 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った営業所内の照度を十ルクス以下として営むもの（前号に該当する営業として営むものを除く。）
- 三 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの
- 四 まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
- 五 スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則

（国家公安委員会規則で定める遊技設備）

第三条 法第二条第一項第五号の国家公安委員会規則で定める遊技設備は、次に掲げるとおりとする。

- 一 スロットマシンその他遊技の結果がメダルその他これに類する物の数量により表示される構造を有する遊技設備
- 二 テレビゲーム機（勝敗を争うことを目的とする遊技をさせる機能を有するもの又は遊技の結果が数字、文字その他の記号によりブラウン管、液晶等の表示装置上に表示される機能を有するものに限るものとし、射幸心をそそるおそれがある遊技の用に供されないことが明らかであるものを除く。）
- 三 フリッパーゲーム機
- 四 前三号に掲げるもののほか、遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技の用に供する遊技設備（人の身体の色を表示する遊技の用に供するものその他射幸心をそそるおそれがある遊技の用に供されないことが明らかであるものを除く。）
- 五 ルーレット台、トランプ及びトランプ台その他ルーレット遊技又はトランプ遊技に類する遊技の用に供する遊技設備

6. 具体的な確認事項並びに規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈及び当該規定の適用の有無についての見解

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第2条第1項第5号に定める「スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設

(旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。)において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業(前号に該当する営業を除く。)(以下「5号営業」という。)に該当する営業については、風営法第3条第1項が定める営業許可を取得する必要があるが、上記3.(2)に記載の当社サービス(以下「本サービス」という。)は5号営業に該当しない、又は、運動競技もしくは運動競技の練習の用に供されている実態が認められる遊技設備であり、当面規制の対象としない扱いであることを確認したい。

<当社の見解>

(1) 結論

本サービスはいずれの場合も風営法第2条第1項第5号に定める風俗営業に該当しない、又は、運動競技もしくは運動競技の練習の用に供されている実態が認められる遊技設備であり、当面規制の対象としない扱いであることから、いずれのケースにあっても同法三条に定める営業の許可の取得は不要である。

(2) 理由

ア. 汎用機としてのドローンの機能

ドローンは、操縦者の遠隔操作によって飛行できる航空機の総称であり、これら機器は空撮、農薬散布、測量、運搬、災害対策、危険区域作業など様々な用途に利用が行われる汎用的な機器である。当該施設は、原則的にこのような汎用されるドローンの操縦技術の練習及び教授の場を提供するものである。

また、当該営業はそのサービスの一部としてこれらドローンを利用したドローンサッカーという特定の競技を通じた技術訓練の場を提供するものではあるものの、風営法は、この様な汎用性のある機器について、当該機器が遊技させる以外の機能を現実的に利用可能な状態で提供されている場合は遊技設備に該当しないとしていることから(2021年5月28日参議院地方創生消費者特別委員会、藤末健三議員に対する警察庁答弁)、当該ドローンを利用してその飛行技術の修練の場を提供する本サービスは、5号営業に該当しないと考えられる。

イ. 営業の提供するサービス内容

本サービスの中核は、客に機器としてのドローンそのものを利用させることなく、屋外で行った場合には航空法に基づいて許可申請が必要となる可能性のあるドローンの飛行訓練にあたって、その様な申請が必要とならない屋内練習施設を貸し出し、また必要に応じてインストラクターによる技術を教授することにある。このことは、当該営業にあたって、ドローン操縦技術資格を有したインストラクターが施設に常駐することの他、顧客利便性の為に一部ドローン機体の貸し出しは行うもの、顧客が自己で保有するドローン機体を持ち込んだ上で施設の利用を行うことができる点においても明らかである。

ウ. 上記3.(2)アないしウに示す競技コート設備

① 5号営業に該当する遊技設備については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(以下「風営法施行規則」という。)第3条が1号から5

号までに具体的に規定している。また、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について（通達）」（令和2年12月28日。以下「解釈運用基準」という。）第3の2は、遊技設備の定義について解釈を示している。したがって、上記3.（2）アないしウのいずれかの競技コート設備を有する本サービスが5号営業となるかどうかは、当該規定及び解釈運用基準が参考になる。

この点、風営法施行規則第3条は、法第2場第1項第5号が規制の対象とする遊技設備を、スロットマシンその他遊技の結果がメダルその他これに類する物の数量により表示される構造を有する遊技設備（第1号）、テレビゲーム機（勝敗を争うことを目的とする遊技をさせる機能を有するもの又は遊技の結果が数字、文字その他の記号によりブラウン管、液晶等の表示装置上に表示される機能を有するものに限るものとし、射幸心をそそるおそれがある遊技の用に供されないことが明らかであるものを除く。）（第2号）、フリッパーゲーム機（第3号）、前三号に掲げるもののほか、遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技の用に供する遊技設備（人の身体の色を表示する遊技の用に供するものその他射幸心をそそるおそれがある遊技の用に供されないことが明らかであるものを除く。）（第4号）、ルーレット台、トランプ及びトランプ台その他ルーレット遊技又はトランプ遊技に類する遊技の用に供する遊技設備（第5号）と定めているが、このうち、第1号ないし第3号及び第5号が上記3.（2）アないしウの競技コート設備に該当しないことは明らかであると思われるため、以下では、風営法施行規則第3条第4号に該当しないことについて詳述する。

② 上記3.（2）アに示す競技コート設備

風営法施行規則第3条第4号が定める遊技設備には「遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される」機能が含まれるものとされており、少なくとも上記3.（2）アに記載の営業で提供される設備には「遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される」機能そのものが提供されていない点で、当該営業で提供される設備は本号の規定する遊技設備にはあたらない。

③ 上記3.（2）イに示す競技コート設備

上記3.（2）イに記載の営業で提供される設備には、電子制御されたゴール及び得点板等が利用されるが、一方でその動作はあくまで人間の手による入力で行われる独立した演出装置である。風営法施行規則第3条第4号は、その規制の対象を「遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技の用に供する『遊技設備』」に限定をしておき、遊技から電子的に切り離されて利用されるこのような演出装置を規制の対象としていないことから、当該営業で提供される設備は本号の規定する遊技設備にはあたらない。

④ 上記3.（2）ウに示す競技コート設備

上記3.（2）ウに記載の営業で提供される設備は、センサー等を利用してドローンと電子的に連動して動作するゴール及び得点板等が利用されており、風営法施行規則第3条第4号が規制の対象として定める「遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技の用に供する遊技設備」にあたり得るもの

であるが、解釈運用基準第3の2(4)には、「このほか、運動競技又は運動競技の練習の用に供されている実態が認められる遊技設備については、営業者により、当該遊技設備が本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技の用に供されないために必要な措置が適切に講じられていると認められる場合には、当面、賭博、少年のたまり場等の問題が生じないかどうかを見守ることとし、規制の対象としない扱いとする。」との記述がある。上記3.(2)ウに記載の営業は、まさにドローンサッカーという運動競技又は運動競技の練習の用に供されている実態が認められる設備であり、たとえ上記3.(2)ウに記載の営業が提供する設備に「遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される」機能が存在したとしても、当該設備が3.(2)に記載しているとおり、以下の；

[Redacted text block]

以上を総合するに、本ケースにおいて提供される遊技設備は法第2場第1項第5号が規制の対象としている遊技設備にはあたらない、又は、運動競技もしくは運動競技の練習の用に供されている実態が認められる遊技設備であり、当面規制の対象としない扱いとなることから、風営法第3条第1項の定める当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない対象の営業種とはならない。

7. その他
特になし

以上